

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

運 営 規 程

社会福祉法人 天宣会

ショートステイ こまぎ安心館

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天宣会が開設する指定短期入所生活介護 ショートステイこまぎ安心館、及び指定介護予防短期入所生活介護 ショートステイこまぎ安心館（以下、「事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下、「ユニット」という。）ごとにおいて【短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画】に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

2 短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指すものとする。

3 介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業所は、地域や家族との結びつきを重視しながら関係する市区町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

(1) 名称 ショートステイ こまぎ安心館

(2) 所在地 千葉県流山市駒木649番3

(3) 定員 併設利用型 10名（1ユニット 定員10名）
空床利用型

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(事業所の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所は、介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員に関する基準」等に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 管理者 1名(常勤：併設施設と兼務)

管理者は、事業所の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。

(2) 生活相談員 1名(常勤)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うと共に介護職員に対する指導、関係機関等との連絡調整を行い、サービスの提供に努める。

(3) 看護職員 1名以上(常勤及び非常勤：併設施設と兼務)

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、必要に応じて保健衛生上の指導や受診等の援助を行う。

(4) 介護職員 5名以上(常勤及び非常勤)

介護職員は、利用者の入浴、排泄など、日常生活の介助、援助を行う。

(5) 管理栄養士(栄養士) 1名(常勤：併設施設と兼務)

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名(常勤：併設施設と兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐための訓練を行う。

(7) 事務職員 2名(常勤：併設施設と兼務)

事務職員は、庶務及び会計等の事務を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については、1ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(利用資格)

第5条 事業所の利用資格は、要介護認定にて要介護又は要支援と認定され、本事業所の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により利用できる利用者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第6条 事業所は利用にあたって、あらかじめ、利用申込者及びその家族等に対し、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(短期入所生活介護計画等の作成と開示)

第7条 おおむね4日以上利用する利用者について、職員と協議した上、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下、「短期入所生活介護計画等」という。）を作成し、利用者又はその家族等に対して説明をし、同意を得るものとする。

- 2 短期入所生活介護計画等の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて自由に閲覧できるものとする。
- 4 上記の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族等に対して、短期入所生活介護計画等に基づき、サービス提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。又、短期入所生活介護計画等を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 事業所は、短期入所生活介護計画等に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

- 2 事業所は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 事業所が提供する一の居室は全室個室とする。その際、選択する居室は、利用者の希望及び居室の空室状況等により、事業所側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

- 2 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、ユニットの利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

- 2 利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入 浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でない判断する場合には、これを行わないことができる。

(排 泄)

第13条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前8時00分～

(2) 昼食 午後0時00分～

(3) 夕食 午後6時00分～

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 最低1日前に、あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 事業所が提供する食事以外で、利用者が個別に希望する刺身等のメニューを、実費にて提供するものとする。

6 医師の処方箋による特別食は、別途料金で提供するものとする。

7 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理を行う選択食を希望者に提供する。また年間を通じて、季節感あふれる年中行事食を、実費で提供するものとする。

(相談、援助)

第16条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第17条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第18条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を

送れるよう支援するものとする。

(介 護)

第19条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせて、短期入所生活介護計画等にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第20条 居室のリネン交換については、汚れた時に随時行う。また、利用者の希望や身体の状態に合わせて、看護職員や介護職員との連携の上、適切なベッドマットへの交換を合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第21条 理美容師の来館日に、利用者の希望に合わせて実費にて提供することとする。

(入院ベッドの活用)

第22条 併設施設の入所者が入院中の場合、介護保険法によりその空きベッドを、短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第23条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(利用料)

第24条 事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、ショートステイサービスにかかる費用として介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額と、居室及び食事代、利用者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、事業所が定める基準によるものとする。

3 利用者の選定に基づく特別な食費等追加的費用は、実費とする。

4 特例居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費、特例特定入所者支援サービス費、特例特定居宅支援サービス費、高額介護サービス費、及び高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

- 5 事業所の利用者は、月額利用料を翌々月5日に、金融機関口座から自動引き落としにより、事業所に支払うものとする。また、現金もしくは自動口座振替で支払いを希望する場合には、請求書到着月の月末までに施設に支払うものとする。

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第25条 通常の送迎の実施地域は、流山市一部及び柏市一部の区域とする。

流山市一部：青田、市野谷、後平井、江戸川台西1～4丁目、江戸川台東1～4丁目、大畔、加、加1～6丁目、上貝塚、上新宿、上新宿新田、北、桐ヶ谷、こうのす台、駒木、駒木台、小屋、芝崎、下花輪、十太夫、谷、中、長崎1～2丁目、中野久木、流山1～4丁目、西初石1～6丁目、西深井、野々下1～6丁目、東初石1～6丁目、東深井、平方、平方村新田、深井新田、富士見台、富士見台1～2丁目、古間木、平和台1～5丁目、前平井、美田、南、美原1～4丁目、三輪野山、三輪野山1～5丁目、若葉台
柏市一部：青田新田飛地、明原1～4丁目、伊勢原1丁目、柏の葉1～6丁目、上三ヶ尾飛地、かやの町、下三ヶ尾飛地、高田、豊四季台1～4丁目、中十余二、西柏台1～2丁目、西三ヶ尾飛地、西町、西原1～7丁目、みどり台1～5丁目、向原町

第6章 事業の利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第26条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し事業所の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(面会)

第27条 利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(感染症対策)

第28条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随時見直すこと。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に

(年1回以上)開催すること。

(4) その他関係通知の遵守、徹底。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第29条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時は、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故発生防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第30条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、攻撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 所定場所以外での喫煙をすること。

(5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 故意又は無断で、事業所もしくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第31条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族等に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める個人情報使用同意書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第32条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を消防計画に則り実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。
- 4 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 5 事業所の火災通報装置は、感知器の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 6 備蓄食料品は、3日間とする。

(業務継続計画の策定等)

第33条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下（業務継続計画）という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第34条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 成年後見制度の利用支援。
 - (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修（年1回以上）の実施。
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を見做すこと。

(身体拘束等)

第35条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族等から「身体拘束に関する説明書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

(職員の質の確保)

第36条 事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

- 2 事業所は、利用者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメント)

第37条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じるものとする。

(施設・設備)

第38条 事業所・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者が利用者と協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。
- 3 事業所・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情対応)

第39条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族等に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、【苦情対応規程】に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第40条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、事業所が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・事業所のホームページ等において行うものとする。

(掲示)

第41条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第9章 雑則

(委任)

第42条 この規程の施行上必要な窓口については、管理者が別に定める。

(改正)

第43条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人天宣会 理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。